

ハダズフィールドの二つのチャペル

—— 19 世紀イギリスの共同墓地 ——

久 保 洋 一

19 世紀のイギリスには多くの共同墓地が建設された。19 世紀のイギリスで共同墓地を建設した組織は、世紀前半であれば株式会社が主である民間組織であり、世紀後半には自治体が主であった。自治体共同墓地の建設を促進したのは 1852 年に制定された改正首都埋葬法と 53 年に制定された改正全国埋葬法である。ロンドンを対象とした改正首都埋葬法は 1850 年に成立した首都埋葬法を廃止し、それに代わった法である⁽¹⁾。改正全国埋葬法は改正首都埋葬法を全国に拡大適用したものである⁽²⁾。改正首都埋葬法と改正全国埋葬法を基本的な枠組みとして持つ全国を対象とした埋葬に関連する法は、19 世紀中葉から 20 世紀初頭まで更新され続けた⁽³⁾。改正首都埋葬法と改正全国埋葬法を併せて埋葬法と本稿では呼ぶ。

全国に適用された埋葬法とは別に、特定の地域を適用範囲とした埋葬に関連する法も主に 1840 年代から 50 年代初頭にかけて制定され、自治体共同墓地の建設に適用された。このタイプの法のなかで最初の例がリーズの場合である⁽⁴⁾。リーズ市会（Leeds Town Council）は 1842 年に法を取得し、45 年には共同墓地における埋葬を開始した⁽⁵⁾。リーズのこの墓地はイギリス初の自治体共同墓地であった⁽⁶⁾。

本稿で取り上げるのはイングランド北部の都市ハダズフィールドの中心であるハダズフィールド町区（township）の自治体共同墓地である。この墓地では 1855 年 10 月 13 日にオープニング・セレモニーが実施され、埋葬が開始された⁽⁷⁾。先に言及したリーズの自治体共同墓地に関する研究を行ったバーナードは、イギリスの都市（towns ないし cities）とロンドンの区（London boroughs）ごとに最初の自治体共同墓地を取り上げ、それらを時系列順に並べた表を作成した。ロンドンのパトニーにおける 1891 年の墓地開設を下限としたこの表によると、ハダズフィールド町区の墓地は取り上げられた全 61 箇所の墓地のうち 14 番目に早く開設された墓地であった⁽⁸⁾。この表では 1854 年から 59 年にかけて開設された墓地が 33 箇所に上った。33 箇所の墓地はその大半が埋葬法を採用した自治体によって開設されたのであろう。

埋葬法を採用した多くの自治体が墓地を開設した時期に属す 1855 年に、ハダズフィールド町区の自治体共同墓地も開設された。しかしながらこの墓地は埋葬法を適用されていなかった。先述のリーズの例と同様にハダズフィールド町区でも、特定の地域のみを適用範囲とした法が取得

され、それに従いつつ墓地が開設された⁽⁹⁾。

ハダズフィールドは自治体特許を与えられた市 (borough) ではなかったために、1835 年に成立した都市自治体法の適用を当初は受けられなかった⁽¹⁰⁾。都市法人を付与されなかった都市は、ハダズフィールドを含め、都市の統治機構の一つとして改良委員会 (Improvement Commission) を設立した。改良委員会は都市法人を付与された都市にも設けられることがあった。改良委員会は、道、下水、上水、警察と言った都市に顕著な問題の解決に努力し、その設立数は 1800 年から 1830 年にかけて 300 程度にも上った⁽¹¹⁾。ハダズフィールド町区では 1848 年に改良法 (Improvement Act) の制定に成功することで改良委員会が設けられた⁽¹²⁾。改良委員会の管轄範囲はハダズフィールド町区の領域の一部に留まったものの、町区の人口をほとんど含んだ⁽¹³⁾。21 人の委員から成る改良委員会は下部組織として共同墓地委員会 (Cemetery Committee⁽¹⁴⁾) を 1849 年に設けた⁽¹⁵⁾。1852 年 6 月に制定された「ヨーク州のハダズフィールド町区のための埋葬地を提供するための法」(以下ではハダズフィールド埋葬地法と略記) に従って共同墓地委員会は墓地を建設し、55 年 10 月 13 日には墓地のオープニング・セレモニーを実施し、その運営に当たった。

本稿では、ハダズフィールドにおける自治体共同墓地に関する論争が展開した 1852 年から 55 年までの状況について議論する。

1 法の取得

ハダズフィールドは 19 世紀にどのような状況にあったのか。ハダズフィールド教区の中心を構成するハダズフィールド町区の人口は、センサスによると 1801 年で 7,268 人、1851 年で 30,880 人、1901 年 44,921 人を数えた⁽¹⁶⁾。19 世紀に人口が 6 倍にも増加したハダズフィールド町区は、都市問題が集中した新興都市の典型でもあった⁽¹⁷⁾。従って墓地に対する需要は高く、ハダズフィールド町区で最初の自治体共同墓地に関する議論が本格化した 1852 年には、既存の墓地が遺体の埋葬には不十分であるとの認識が共有され初めてから 20 年近くが経過していた⁽¹⁸⁾。

では、埋葬には不十分であると見なされた、1850 年代初頭のハダズフィールド町区における墓地の状況はどのようなものであったのか。共同墓地委員会は、改良委員会が 1852 年 4 月に開催した月例会において墓地状況を報告した⁽¹⁹⁾。報告によると、ハダズフィールド町区には墓地が 10 箇所あり、それらの墓地の総面積 4 エーカー・3 ロッド・26 パーチに縦 7 フィート横 3 フィートの墓であれば 10,191 基が設置できると試算された⁽²⁰⁾。これらの墓に遺体を新たに埋葬できるとしても、そこには町区の住民の 3 分の 1 しか埋葬できないと予測された。これらの 10 箇所の墓地のうち、4 箇所は町の中心から遠く、5 箇所は特定宗派の信徒に埋葬が限定された。残る 1 箇所の墓地は、全住民が埋葬の権利を持った教区墓地であったが、1 立法ヤードに 9 体もの遺体が埋葬されていたため、追加埋葬が困難であった。しかもセント・ピーター・パリッシュ・チャーチと呼ばれる教会に併設したこの墓地は、ハダズフィールド教区が所持するハダズフィールド町

区にある唯一の墓地であった。

ハダズフィールド町区の墓地状況に関するこの報告は、共同墓地委員会の委員長であるジョセフ・ブルックがロンドンの総合衛生局（General Board of Health）に1852年3月に持参した陳情書に記されていた。総合衛生局は社会改革者として著名なエドウィン・チャドウィックが成立に尽力し、1848年に制定された公衆衛生法によって設けられた⁽²¹⁾。総合衛生局は墓地問題を含む多くの衛生問題を調査するために査察官を全国に派遣した。ハダズフィールド町区に派遣された査察官ウィリアム・リーは、町区の墓地状況について二つの公式調査を行った⁽²²⁾。墓地が不足していることを示したこれらの調査結果は、その解決策として共同墓地の新設を町区に提案していた。後にハダズフィールド埋葬地法となるこの提案は、町区において、教区司祭と主教から承認され、さらには改良委員会からも承認された。総合衛生局に提出された陳情書は、ハダズフィールド町区が20年もの長期に渡って問題視していた墓地問題を、公的な権威の追認を得た上で再度地元から解決を要請したものであった。共同墓地委員会は、陳情書において、ハダズフィールド町区では墓地が不足していることをリーの調査を援用しつつ示すと共に、総合衛生局によって作成されたハダズフィールド埋葬地法案がウェストミンスターの議会で成立の見通しであることに謝意を表していた。ハダズフィールド埋葬地法案が3月19日に下院に上程され、今会期中に成立する公算が大きいと判明したため、総合衛生局は同法案の趣旨に従い、ハダズフィールド町区内の一部の墓地が埋葬を停止し、共同墓地が建設される予定であることを4月には告知した⁽²³⁾。

しかし共同墓地の建設に反対する動きが起きた。4月21日にはギルドホールにてハダズフィールド埋葬地法案の成立に反対する人々の会合が開催された⁽²⁴⁾。反対派が掲げた問題は、共同墓地の建設費用に税が必要とされる可能性があったこと、次に共同墓地における埋葬開始と引き換えに埋葬が停止される墓地に関するものであった。改良委員会の委員長でもあったブルックは、共同墓地委員会の委員長として反対派の会合に出席し、法案を擁護するために二つの問題に応えた。建設費用として税が支出されることについては、共同墓地の建設費用は自発的な寄付よりは税を充てるべきであり、さらには一度に多くの額を徴税することより、30年程度かけて少額を徴税し続けることが望ましいと指摘した。埋葬が停止される予定の墓地に関する問題では、反対派は、郊外に位置し、会衆派の拠点教会であったハイフィールド・チャペルの墓地が未だ埋葬可能な埋葬地を有しているため、埋葬を完全に停止する必要がないことを指摘した⁽²⁵⁾。ブルックはこの指摘を法案に取り込めないか総合衛生局と協議すると応えた。反対派は共同墓地に反対する陳情書を提出し、それを会合の見解として採用することも求めた。しかし陳情書は、その正当性に疑義が差し挟まれたこともあり、採用されなかった⁽²⁶⁾。

共同墓地の建設に反対する動きはこの会合だけではなく、ウェストミンスターの議会に陳情書を提出することでも行われた⁽²⁷⁾。鉄道会社がハダズフィールド埋葬地法案の課税条項に反対する陳情書を提出した。ブルックは課税条項の修正が可能か総合衛生局と交渉することを鉄道会社に伝えることで、陳情書撤回の同意を取り付けた。鉄道会社に加えて、ハイフィールド・チャペ

ルの管理者も陳情書を提出し、そこで墓地の埋葬停止に反対した。ブルックは、法案では例外として一部の墓に埋葬継続を認めた教会墓地と同等の埋葬停止をハイフィールド・チャペルにも認めるとの意向をその管理者に伝えて、陳情書の撤回を求めた。

結局ハダズフィールド埋葬地法案は、これらの反対によっても廃案に追い込まれることはなく、1852年6月30日に王の裁可を得ることで法として制定された⁽²⁸⁾。

2 建設—チャペル問題の発生—

ハダズフィールド埋葬地法が制定された後には、共同墓地委員会はまず墓地とする土地の購入費用の調達を試みた。

ハダズフィールド町区の土地の大半は長らくラムズデン家の所有地であった。そこで1849年に設立された共同墓地委員会は、直ちにラムズデン家の土地管理人であったジョージ・ロッホと墓地用の土地獲得の交渉に入った⁽²⁹⁾。「全宗派の権利の完全な平等」を条件にロッホは売却可能な三つの土地を提案した。このうち共同墓地委員会が選定したのはエジャートンの土地12エーカーであった。交渉の末に、£3,554 10sを共同墓地委員会がラムズデン家に支払い、この支払額の半額の£1,777 5sをラムズデン家が共同墓地委員会に寄付するという土地購入案が1851年3月には決定した。実質的には共同墓地委員会は£1,777 5sで墓地用の土地を購入したことになる。

1852年6月に制定されたハダズフィールド埋葬地法によって資金調達能力を得た改良委員会は、共同墓地委員会からの求めで、既に決定していた土地購入案を進めるために資金の借り入れを行うことを決定した⁽³⁰⁾。改良委員会は埋葬地税 (burial ground rate) を担保とした年利4%で£5,000をアトラス保険協会 (Atlas Assurance Corporation) から借り入れ、その返済を30年均等分割支払いで行うことを8月には決定した。

墓地用の土地が決定したため、その敷地のデザインと敷地内に建てる建物のデザインを共同墓地委員会は検討し始め、敷地のデザインを造園設計家ジョシュア・メジャーに、建物のデザインを建築家ジェームズ・ピゴット・プリチュットに委託することを10月には決定した。

こうして墓地建設が進んでいくなかで一つの問題が生じた。墓地に建てられる二つチャペルを巡るブルックと教区司祭 (vicar) ジョサイア・ベイトマンの論争である。1849年に、教区司祭はセント・ピーター・バリッシュ・チャーチの墓地に多くの遺体が埋葬されたために追加埋葬が困難であることをブルックに説明し、その解決策として共同墓地を建設しようと提案した⁽³¹⁾。教区司祭とブルックは共同墓地の建設を協力して進め、ブルックが改良委員会の委員長を辞任しようとした1852年3月に辞任の撤回を一部の委員と共に試みたのも教区司祭であった⁽³²⁾。教区司祭は共同墓地の完成までは委員長の辞任を慰留するように求めた手紙をブルックに執筆し、これをブルックは受け入れて委員長に留まった。1852年4月に共同墓地の建設に反対する人々が会合を開催した際にも、共同墓地の代案として、国教徒用の埋葬地として利用できる土地6から8エーカーの提供案を反対派は教区司祭に示した⁽³³⁾。しかしながら、共同墓地に関して国教徒

と非国教徒による協力関係を壊すことに懸念を抱いた教区司祭は反対派への協力を拒んだ。つまりは共同墓地に関してブルックと教区司祭は良好な協力関係を長らく築いていたのである。

しかしながら両者の関係は二つのチャペルを巡って悪化していった。共同墓地の敷地と建物のデザインが二人の専門家に委託され、その内実が明らかになるにつれ、教区司祭は二つのチャペルが当初の予測と異なるものであることに不満を抱き始めた。では教区司祭が問題視した二つのチャペルはどのようなものであったのか。このチャペルの立面図が図1であり、一階平面図が図2

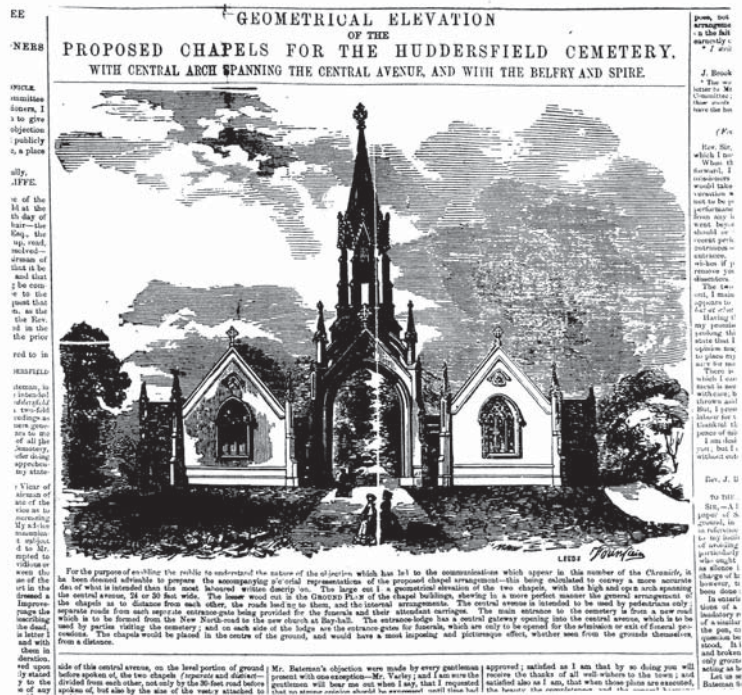


図1、Huddersfield Chronicle (18 December 1852) 5c-e.

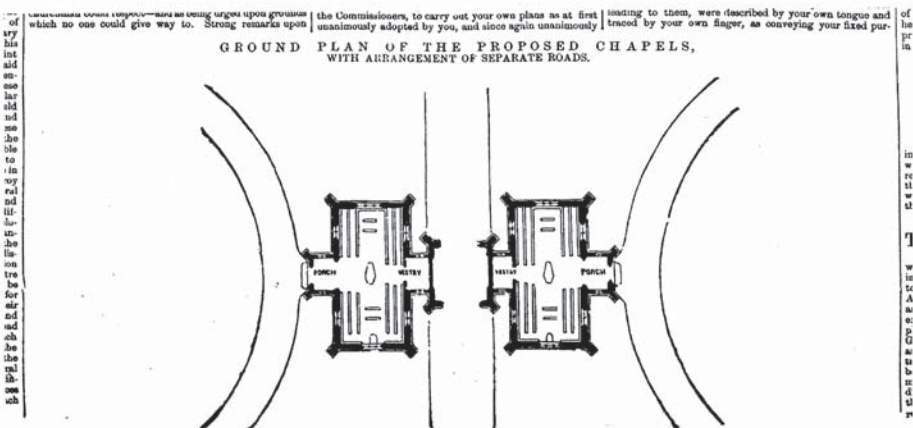


図2、Huddersfield Chronicle (18 December 1852) 5c-e.

である。二つの図によると、塔で連結された二つのチャペルはその外観が同じであるだけでなく、その内部の構造も同じ—厳密には、シンメトリーないしは線対称の関係—であった。二つのチャペルは構造上の同質性を保持していた。墓地の埋葬地は国教徒用の聖別地と非国教徒用の非聖別地に二等分された。聖別地と非聖別地を分けた境界線は正門から続く南北に走る中央道であった。国教徒と非国教徒の各代表による抽選で中央道より西の埋葬地が聖別地に、東の埋葬地が非聖別地に割り振られた⁽³⁴⁾。二つのチャペルは聖別地と非聖別地にそれぞれ建てられた。二つのチャペルを隔てた中央道を跨いで建てられたのは塔である。塔が二つのチャペルの連結部であったと言える。葬儀を行うために各チャペルに入る葬列は、中央道からではなく、二つのチャペルの外側の端にそれぞれ設けられた玄関 (porch) に繋がる道を進むようになっていた。独立した門から続く独立した道の設置は、国教徒の葬列と非国教徒の葬列が鉢合わせにならないようにする工夫であった。国教徒と非国教徒はチャペルだけではなく、各チャペルに入る道までも別々に用意されることで、平等な扱いを受けた。しかしこの連結チャペル (united chapels) に教区司祭はチャペルが独立していないとして異議を唱えたのである。

連結チャペルはどのように計画されたのか。共同墓地委員会が共同墓地の建築家として選出したジェームズ・ピゴット・プリチェットは1837年に開設されたヨークの民間共同墓地をデザインし、その運営に関わっていた⁽³⁵⁾。同じく共同墓地委員会が共同墓地の造園設計家として選んだジョシュア・メジャーは初の公共公園 (public park) のデザインで1845年に第一位を獲得し、後にマンチェスターでそれを実現させた。プリチェットもメジャーも一定の経験を積んだ専門家であった。二人は連結チャペルをデザインするのに到った経緯を共同墓地委員会に説明した⁽³⁶⁾。二人によると、二つのチャペルを離して建設することは、墓地の敷地が起伏に富んでいるため困難であるのに加えて、限られた建設費用から二つの小さなチャペルを建設することになった。これに代えて、「天然の舞台」と呼ぶべき敷地の中央に二つのチャペルを繋いで建てることは、限られた建設費用から遙かに立派な建物を建てることになり、それは最も美しく芸術的な効果を生むと二人は指摘した。聖別地と非聖別地にそれぞれ建った二つのチャペルは、互いが面する部分に聖具室 (vestry) を有し、この聖具室を足場として塔が建てられた。塔が建つことによって二つのチャペルは、一つの建物として共同墓地が一つであることを体现できた。しかも、チャペルではなく、その付属物である聖具室を足場として塔が据えられたために、各チャペルの独立性が保持されたと二人は言った。プリチェットとメジャーが共同で提出した連結チャペルのデザインを、共同墓地の一体性を体现したものであるとして、共同墓地委員会は1852年10月に承認し、ラムズデン家も承認した。

しかしこの連結チャペルに教区司祭はチャペルが建物として独立していないとして抗議し、連結チャペルでの葬儀の司式を拒否することを主張した⁽³⁷⁾。これに対して、共同墓地委員会は連結チャペルの二つのチャペルが先例と比較して独立性で遜色が無いことを示そうと努めた⁽³⁸⁾。

共同墓地委員会がまず取り上げた先例は1839年に開設されたロンドンのハイゲート民間共同墓地である。著名なこの共同墓地に立つ二つのチャペルは連結チャペルであった。しかも二つの

チャペルはその連結部である塔が跨ぐ道からチャペルの内部に葬列が入場するように建てられていたために、国教徒の葬列と非国教徒の葬列はチャペルへの道を共有した。ハイゲートの二つのチャペルは、二つのチャペルにそれぞれ道が設けられたハダズフィールドの連結チャペルより独立性が低かった。

共同墓地委員会は次にヨークの民間共同墓地を取り上げた。1837年に開設されたこの墓地にはチャペルは一つしかなく、聖別地と非聖別地の境界線がこのチャペルの中心線と重ねられていた。チャペル内の唯一の部屋は、国教徒が葬儀を行う東側と非国教徒が葬儀を行う西側に二分され、それぞれの区画に聖書台が設置された。チャペルの入口は一箇所しかなかった。二つのチャペルはヨークでは一つの建物の中に纏められただけではなく、入口も共有された。ヨークの二つのチャペルは連結チャペルと言うより共同チャペルに近かった。

ヨークに次いで共同墓地委員会が挙げたのはマンチェスターの民間共同墓地であった。この墓地も埋葬地として聖別地と非聖別地があった。しかし一つしかないチャペルでは、葬儀を行う部屋は国教徒用と非国教徒用にカーテンで二分され、それぞれの部分に聖書台が置かれていた。しかもこのチャペルは非聖別地の上に建っていた。二つのチャペルはマンチェスターではヨークの場合より独立性が低かった。

マンチェスターに続いて共同墓地委員会が取り上げたのはリーズのハンスレットにある自治体共同墓地であった。リーズの市会が法を取得し⁽³⁹⁾、1844年に開設したこの墓地では、二つのチャペルは一つの屋根を共有していたため、一つの建物を構成し、いわば連結チャペルであった。二つのチャペルは壁で仕切られ、その壁は聖別地と非聖別地を分ける境界線と重なっていた。共同墓地の入口は一箇所しかなかったが、それぞれ入口を持った二つのチャペルには異なる道が設けられた。法を取得した自治体が運営する共同墓地であり、連結チャペルまでが建設されたリーズの墓地は、同様の状況にあるハダズフィールドにとって最も模範となると共同墓地委員会は指摘した⁽⁴⁰⁾。

ハダズフィールドの共同墓地委員会が示した四つの先例に関して連結チャペルに反対するS.N.E.と称した論者が記事を寄せた⁽⁴¹⁾。それによると、リーズ以外の場所にある三つの共同墓地は、株式会社が運営していたために、自治体が運営するハダズフィールドの共同墓地と運営方式が異なり模範とはならないことが指摘された。さらには埋葬地の聖別だけでなくチャペルの聖別の有無までをS.N.E.は論じ始めた。チャペルの聖別は、状況を確認できなかったハイゲートを除き、他の三つの共同墓地では実施されていないことを確認したとS.N.E.は指摘した。従ってハイゲートを除く三つの共同墓地は、チャペルの聖別までが求められているハダズフィールドの共同墓地と条件が異なり、やはり模範にならないと主張した。運営方式とチャペルの聖別の有無のうち、どちらか一方もしくは両方でハダズフィールドの共同墓地と異なった四つの先例は、ハダズフィールドの共同墓地の連結チャペルを肯定する事例とはならないとS.N.E.は結論づけた。

共同墓地委員会が四つの先例のうち模範となると指摘したリーズの例に関して

は、チャールズ・トマス・ロングリー、リボン主教が発言した⁽⁴²⁾。ハダズフィールド町区を管轄区域に含みリボン主教区のトップがリボン主教である。彼はハダズフィールド町区の自治体共同墓地の国教徒用埋葬地にて聖別式を司式する予定であった。ブルックを代表とする共同墓地委員会と教区司祭との対立が生じた1852年10月から間もない12月には、リボン主教は対立の解消のため共同墓地委員会と交渉を行った。リボン主教は、交渉の時には明言できなかった連結チャペルとその先例との関係について見解を記した共同墓地委員会宛の手紙のなかで、リーズの例に関しても発言した。リボン主教は「リーズ埋葬地法」によってリーズのチャペルが聖別を求められていなかったことを指摘することで、リーズのチャペルは、ハダズフィールド埋葬地法で主教による聖別が求められているハダズフィールドのチャペルの前例とはならないと答えた。リボン主教は、ロンドンなどにある聖別された建物に聖別されていない建物が付属している建物でも、主教による聖別の後に非聖別の建物が増設されたはずであることを指摘した。国教会に属さない建物が既に接している建物を主教が聖別することに反対したりボン主教は、これに該当するハダズフィールドの共同墓地の連結チャペルを聖別することにも反対し、連結チャペルに代えて独立した二つのチャペルを求めた。

共同墓地委員会の委員長ブルックも四つの先例について見解を示した⁽⁴³⁾。ロンドンのハイゲート、ヨーク、マンチェスターの共同墓地は株式会社方式の墓地であるため、自治体が運営するハダズフィールドの墓地とは条件が異なることを指摘した。ただし共に自治体が運営するリーズの共同墓地とハダズフィールドの共同墓地との関係ではS.N.Eやリボン主教とは違う見解をブルックは示した。ブルックによると、連結チャペルが建つリーズの共同墓地は埋葬地の聖別がリボン主教によって司式された。しかもリーズの共同墓地の埋葬地がリボン主教によって聖別されたときには、連結チャペルは建設途上にあったため、「リーズ埋葬地法」で求められていなかったとは言え、連結チャペルの聖別を行うことはそもそもできなかった。しかもリボン主教は埋葬地の聖別を司式する前に、共同墓地の建物の図案を承認用に提供されており、この図案に含まれた連結チャペルも承認したはずとブルックは推測した。従って、リボン主教がリーズの連結チャペルを図案を通じて承認したために、リボン主教ならハダズフィールドでも連結チャペルを承認し、さらには聖別を司式した上で、埋葬地の聖別までも司式するとだろうとブルックは予測した。

四つの先例がハダズフィールドの連結チャペルの模範であるとは明言しにくい状況で、共同墓地委員会はイングランド北部の都市ロザラムに建つ共同墓地にも言及した⁽⁴⁴⁾。この墓地は埋葬地が聖別地と非聖別地に二分され、埋葬地の中心には二つのチャペルが建ち、二つのチャペルは屋根を共有した連結チャペルとなっていた。しかもヨーク大主教の代わりであったとは言えリボン主教が埋葬地の聖別を司式し、完成した連結チャペルのうち国教会のチャペルの聖別を司式した。リボン主教は代理としてロザラムの連結チャペルの聖別を司式したために、この聖別が他の連結チャペルを聖別する先例とはならないことを強調した⁽⁴⁵⁾。しかし共同墓地委員会の立場を支持した上位組織である改良委員会も、ロザラムの共同墓地がハダズフィールドの共同墓地に最も当てはまる先例であることを指摘した。運営方式を確認できないロザラムの共同墓地は、共同

墓地委員会のみならず改良委員会までが適例であることを明言したために、自治体によって運営されたのであろう。

ハダズフィールドの共同墓地委員会は連結チャペルが多く類例のなかで連結の程度が弱く、二つのチャペルの独立性を保持していることを示すことで、教区司祭と主教に代表される連結チャペルの反対派に連結チャペルを承認してもらおうと試みた。しかしながら自治体が運営する共同墓地は未だ数が少なく、その中から主教が聖別した国教会チャペルを有す連結チャペルを探すことは困難であった。リーズとロザラムの先例ですらハダズフィールドの例に完全に一致したわけではなかった。そこで共同墓地委員会は、多くの先例を示すことで連結チャペル反対派を説得する方策から、ハダズフィールド埋葬地法を武器に連結チャペルの建築を強行する方策に転換し始めた。

3 チャペル問題の激化

ハダズフィールド改良委員会が1853年1月に開催した会合では、ハダズフィールド埋葬地法によると、リボン主教はその意志に関係なく埋葬地の聖別を司式しなければならないことが指摘された⁽⁴⁶⁾。この指摘を受けて改良委員会は、1852年10月に共同墓地委員会によって承認された共同墓地案、つまりは連結チャペルを含む共同墓地案を承認する案を提議した。これに対抗して反対派も、同じ会合の場で連結チャペルではなく独立した二つのチャペルの建設を求める修正案を提案した。採決の結果は、承認案の支持者13人に対して修正案の支持者が4人に留まったために、承認案が採択された。改良委員会の連結チャペル承認によって改良委員会内での連結チャペルの賛成派と反対派との対立が鮮明になった。この対立を後押しするかのようになり、連結チャペルを支持する495人の納税者が署名した一連の陳情書と、反対派を支持する三通の陳情書が、すなわち聖職者、治安官、そして106人の署名が添付された国教徒から各一通の陳情書が改良委員会に提出されていた⁽⁴⁷⁾。こうして連結チャペルの支持派と反対派の対立が激化するなかで、訴訟の可能性が取り沙汰され始めた⁽⁴⁸⁾。

1853年3月に開催された改良委員会の会合では、改良委員会の書記T・W・クラフが法定弁護士G・W・ブラムウェルから得た見解として、リボン主教は、意向に関係なく、埋葬地の聖別を司式しなければならないことが報告された⁽⁴⁹⁾。一方で連結チャペルに反対する人々は教区司祭を筆頭にした抗議書を改良委員会に提出した。抗議書では、連結チャペルは、ハダズフィールド埋葬地法に反し、国教会の慣例に反し、主教の意志に反し、教区司祭と葬儀を司式する聖職者の意志に反し、一般の国教徒の意志に反していることが指摘された。結局、1月の会合で採択された承認案が微修正の上で改めて採択された。委員の見解は支持が12人、反対が5人、中立が1人であった。さらには共同墓地委員会に共同墓地の建設に着工する権限を付与する決議案も、委員のうち賛成が12人に対して反対が4人に留まったために、採択された⁽⁵⁰⁾。改良委員会は直ちに共同墓地を建設する業者を公募し⁽⁵¹⁾、工事に入った。

教区司祭を中心とした連結チャペルに反対する人々は、陳情書提出と法的権威の利用に加えて、改良委員会との直接交渉も試みた。反対派は4人からなる代表団を結成し、改良委員会は代表団を1853年11月の月例会合に受け入れた⁽⁵²⁾。代表団の一人ジョージ・アーミティジは、連結チャペルに反対する教区司祭、主教、陳情書を作成した人々に言及した上で、連結チャペルの連結部たる塔の撤去を求めた。やはり代表団の一員たるJ・C・フェントンは、連結チャペルの塔がアーチ状の門を兼ねていたことから、アーチ状の門は共同墓地の入口に建てるべきことを指摘して、同じく塔の撤去を求めた。フェントンは塔の撤去を求めるロンドン滞在中の教区司祭からの手紙も紹介した。代表団が退席した後には、改良委員会の委員は議論を開始した。連結チャペルの反対派が連結部たる塔の撤去を動議した。撤去案への採決の結果は、賛成が7人、反対が9人、中立が3人であったために、撤去案は採用されなかった。

撤去案に賛成した改良委員会の委員は、1854年4月に5人の法律家の見解として、改良委員会がリボン主教に埋葬地の聖別を強要させることはできないことを公表した⁽⁵³⁾。続く改良委員会の会合では、これらの法律家の見解が紹介されると共に、6人の委員が連結チャペルに抗議する署名を提出した⁽⁵⁴⁾。

連結チャペルに抗議する動きに対抗して、改良委員会の書記クラブは、1853年3月に意見を尋ねたブラムウェルを含む法律の専門家から連結チャペルを肯定する見解を得た。その見解は1854年の7月に共同墓地委員会の見解として採用され、8月には改良委員会の見解として採用された⁽⁵⁵⁾。

連結チャペルの支持派と反対派が対立を深めるなかで、連結チャペル支持派の中心人物であったジョゼフ・ブルックが改良委員会の委員長を1854年9月に退いた⁽⁵⁶⁾。1787年に生まれたブルックは1858年に死去した。従って1854年には67才と高齢であったブルックは、数年に及ぶ改良委員会の委員長としての責務⁽⁵⁷⁾、特に連結チャペル問題で紛糾している共同墓地の建設と、スラム街の住居に代わる新たな住宅の建設で忙殺されていたために⁽⁵⁸⁾、委員長を退く決断をしたようだ⁽⁵⁹⁾。

連結チャペルの建設を推進していたブルックの引退は、連結チャペル問題を新たな段階へと導いた。前述したように、1853年1月の改良委員会の会合では、連結チャペルの承認案に13人が同意したのに対して、独立した二つのチャペルの建設を求める修正案に4人が同意した。さらには1853年11月に改良委員会が開催した会合では、二つのチャペルを繋ぐ塔の撤去を求めた撤去案を、7人が支持し、9人が反対し、3人が中立の意志を示したことに既に言及した。つまりは改良委員会の定員21人から成る委員の間で連結チャペル支持者は、1853年1月には過半数を上回ったのに対して、同年の11月には過半数を割っていた。改良委員会の委員は二つのチャペルに関する見解を変えつつあった。

そもそもハダズフィールドの改良委員会はどうのような組織だったのか。改良委員会を規定したのはハダズフィールド改良法であった⁽⁶⁰⁾。改良委員会を構成した委員は例えば共同墓地委員会といった下部組織にも属し⁽⁶¹⁾、毎月開催される改良委員会の定例会合において、下部組織の活

動報告を行った。定例会合では、改良委員会の委員全員が共通の問題も議論し、その対策を立てた。委員の任期は3年であった。定員21人の委員のうち毎年7人が任期を終えるように初代の委員の任期が調整された。任期が終了する委員のポストを、前任者が再任を受けることで埋めるか、新人が埋めた。新たに任期に入る委員7人のうち、1人をハダズフィールドの大地主であるラムズデン家が任命し、残る6人を納税者が選挙で選出した。選挙によって委員に就任を希望する者は、まず納税者による会合で候補者として承認してもらい、次に毎年9月の第1木曜日に実施される有権者約3千人による選挙で委員のポストを競った⁽⁶²⁾。

改良委員会の委員の間で、1853年1月と11月の二度の会合で連結チャペルの支持者が減少した背景には、一部の委員が連結チャペルへの支持を撤回したのに加えて⁽⁶³⁾、1853年9月の選挙で連結チャペルに反対する委員が当選したことが原因であった⁽⁶⁴⁾。従って1854年9月にブルックが改良委員会の委員長を引退したことは、改良委員会における連結チャペル支持派の委員にとっては痛手であった。

こうして改良委員会における連結チャペルの支持者が減っていく中で、妥協案が設立することになった。1854年10月の改良委員会の会合では、共同墓地委員会がジョゼフ・アーミテイジとの間で交渉を進めていることが報告された⁽⁶⁵⁾。アーミテイジは1853年3月に改良委員会に提出された、教区司祭が筆頭を務めた連結チャペルに反対する陳情書に名を連ねていた⁽⁶⁶⁾。アーミテイジは今回は教区司祭の代理として共同墓地委員会と交渉していた。アーミテイジは、連結チャペルに反対する側が工費を支出することと引き替えに、二つのチャペルを連結部である塔から1フットだけ切り離すことのできたことを共同墓地委員会から得た。二つの聖具室を縮小することで塔とチャペルの間に隙間を設けるというのである。この合意を改良委員会も10月の会合では承認しなかったものの、11月の会合で承認した⁽⁶⁷⁾。11月の会合では、ブルックがこの合意を了承したことも紹介された。9月には、ブルックが改良委員会の委員長を引退しただけではなかった。9月1日にブルックの引退を改良委員会が承認し、次いで7日には委員の選挙が実施された。選挙で選ばれた委員には連結チャペルに反対する者が多かったのであろう。彼らも参加した11月の改良委員会の会合では、先の合意にほとんどの委員が賛成した。合意に賛成しなかった委員は2人だけであった。このうち1人の委員は工費を連結チャペルに反対する人々ではなく、改良委員会が支出すべきことを求めて合意に反対した。残る1人の委員は合意に関する見解を表明せずに中立に留まった。合意に賛成しなかった委員でさえも、合意の原則に反対している訳ではなかった。改良委員会が承認した合意に基づき、教区司祭は国教会チャペルでの葬儀を司式することを、主教は埋葬地の聖別式を司式することを了承した。

この合意が成立した背景には、改良委員会における連結チャペル支持者の減少に加えて、連結チャペル反対派の中心人物であった教区司祭バイトマンの体調悪化も影響していた。バイトマンは、ハダズフィールドのバリッシュ・チャーチの教区司祭(vicar)に1840年に就任した⁽⁶⁸⁾。1803年生まれの彼が37才のときの就任だった。しかし彼は生来体が強くなかったせいか、教区司祭に就任して14年目位から体調が悪化し始め、療養のためにハダズフィールドを度々離れ、

1855年1月14日にも一端離れた⁽⁶⁹⁾。しかしベイトマンの体調悪化は深刻であり、18ヶ月にも及ぶ長期の療養の旅を続けることになる彼がハダズフィールドに戻ることはなかった。ベイトマンは、負担の軽いポストを求めて、ハダズフィールドの vicar のポストをケント州の小村であるノース・クレイの rector のポストと1855年8月には取り替えてもらった。ベイトマンは、晩年に記した回想録において、多額の負債があった学校運営とチャペル問題がハダズフィールド時代末期の不眠と疲労の要因であったと書いている⁽⁷⁰⁾。教区司祭のベイトマンは、体調の問題からチャペル問題をこれ以上長引かせることは賢明ではないと考え、先の合意を了承したようだ。

1855年3月にはハダズフィールドの共同墓地の聖別式は6月8日に行われることが予告された⁽⁷¹⁾。6月8日の聖別式には2000人程度の見物人が集まった。共同墓地のロッジを併設した入口で午前11時に組まれた隊列は、リボン主教を迎え入れた後に、国教会チャペルへと向かった。チャペルの入口では改良委員会の書記が聖別式の司式を要請する陳情書を主教に提出し、それを主教は承諾した⁽⁷²⁾。多くの人が入場したチャペルでは賛美歌が合唱された。チャペルを出た隊列は賛美歌を合唱しつつ、聖別される埋葬地を歩いた。テーブル、椅子などが置かれた埋葬地の一画で、主教は聖別式を司式した。主教による聖別は埋葬地に対して司式されており、チャペルもその一部として聖別されたようだ⁽⁷³⁾。

1855年8月には、墓地運営の大きな支障となると予測された、一つの墓に埋葬する遺体の規定に関するハダズフィールド埋葬地法の第16条が厳格すぎるとして、その条項を廃止する法が制定された⁽⁷⁴⁾。この制定作業の後に、埋葬地のうち非聖別地のオープニング・セレモニーの準備が始まった。改良委員会は式次第を共同墓地委員会に委託した⁽⁷⁵⁾。共同墓地委員会は式が予定された10月8日の午前に聖別地で、午後に非聖別地で式を実施する予定でいた。しかし聖別地での式実施の提案を、ベイトマンの後任の教区司祭サミュエル・ホームズは、既に実施した聖別式に加えて式を行うことへの反対から拒否した。新しい教区司祭は主教による聖別式が埋葬地への埋葬を可能にする起点であると考えていた。国教徒用の埋葬地たる聖別地は独立しているというのである。新しい教区司祭が認識した聖別地の独立性はベイトマンが求めたチャペルの独立性と同じものである。新旧二人の教区司祭にとっての共同墓地は一つの墓地を国教徒と非国教徒が分けて利用したものではなく、二つの独立した墓地が並列したものであった。こうして教区司祭による式実施の拒否によって、非聖別地における式典のみが実施されることになった⁽⁷⁶⁾。10月3日と4日には、改良委員会の呼びかけで、ハダズフィールドの非国教徒の各宗派を代表した牧師が集う会合が開かれた。式次第を牧師に委託するとの共同墓地委員会の意向を改良委員会の委員長が牧師に伝え、牧師達は式次第を作成した。

10月8日の非聖別地でのオープニング・セレモニーでは、隊列参加者は改良委員会のオフィスに10時に集まった⁽⁷⁷⁾。隊列は街を巡行し、聖別地に接した入口から共同墓地に入り、聖別地と非聖別地を歩き、非国教徒用のチャペルの入口に到着した。そこでは改良委員会の委員長が「共同墓地の父」ジョゼフ・ブルックに謝意を表し、所用で不在のブルックに遺憾の意を示した⁽⁷⁸⁾。さらに委員長は困難を乗り越えて共同墓地が開設されたことを祝した。チャペルでは、非国教徒

の各宗派を代表して三人の牧師がスピーチを行い、賛美歌が斉唱された。こうしてハダズフィールドの自治体共同墓地は聖別地に続き非聖別地でも埋葬を開始した。葬儀会場として利用された二つのチャペルは1918年に到っても塔との間に隙間があった⁽⁷⁹⁾。

おわりに

本稿では、ハダズフィールド町区の自治体共同墓地が1852年の計画段階から55年の完成まで、どのような経過を経てきたのかを論じてきた。これまでの議論を振り返ると共に本稿の意義について言及したい。

「はじめに」で記したように、19世紀のイギリスでは多くの自治体共同墓地が全国法たる埋葬法を適用することで自治体によって開設された⁽⁸⁰⁾。しかし埋葬法によらないタイプの自治体共同墓地も埋葬法が制定される前の時期を中心に開設された。このタイプの墓地の一つがハダズフィールド町区の自治体共同墓地であった。頼るべき規範が明示されていない状況のなかで、ハダズフィールド町区の改良委員会とその下部組織たる共同墓地委員会は全国の埋葬問題に関わった公的機関であるロンドンの総合衛生局と積極的に連携した。総合衛生局は1848年にチャドウィックによって創設された。チャドウィックが失脚するのに併せて総合衛生局も議会によって1854年に解散が決定した⁽⁸¹⁾。総合衛生局は短命な公的機関であった。従って総合衛生局が関与した自治体共同墓地に関する研究が本稿以外に見当たらないのはある程度理解できる。さらには、改良委員会とその下部組織が開設・運営した自治体共同墓地に関する研究も本稿以外には把握できていない。いずれにしても、埋葬法によらない自治体共同墓地に関する先行研究が少ないということは、これらのタイプの墓地が自治体共同墓地として先駆的な墓地であったことを傍証しよう⁽⁸²⁾。この先駆性はハダズフィールド町区の自治体共同墓地に関する議論のなかにも反映した。とりわけチャペル問題では、建設が予定された連結チャペルには類例があっても、同一の先例を捜すことは困難であった。ハダズフィールド町区の自治体共同墓地は未知の領域に関わりつつあった。連結チャペルはハダズフィールド以後も建設され続けた。ハダズフィールドの共同墓地で建築家であったブリチェットは、リンカンシャーの都市ホルビーチでも、公募に応じてハダズフィールドの連結チャペルの縮小版を建設した⁽⁸³⁾。ロンドンのパディントン自治体共同墓地では建築家トマス・リトルが連結チャペルを建設した⁽⁸⁴⁾。共同墓地の二つのチャペルは並列した二つの埋葬地に建ち、そして繋がった。この過程は共同墓地において並列した二つの埋葬地を繋ぎ、最終的には一つのチャペルが一つの墓地に建つ共同墓地の出現を予見していないか。

注

(1) 13&14 Victoriae c.52; 15&16 Victoriae c.85.

(2) 16&17 Victoriae c.134.

- (3) Deborah Elaine Wiggins, *The Burial Acts: Cemetery Reform in Great Britain, 1815-1914* (Texas Tech University, Ph.D., 1991)
- (4) 埋葬法が一般法 (Public General Acts) に属したのに対して、リーズ埋葬地法 (5&6 Victoriae c. ciii) は地域・個人法 (Local and Personal Acts) に属した。これらの二類型に個別法 (Private Acts) を加えた三類型が 19 世紀中葉のイギリスにおける議会制定法のカテゴリーを成した。この三類型は、例えば以下の制定順法律集でも採用されている。The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland (London, 1853) vol.XXI. なお地域・個人法と個別法は広義の個別法として総称される。広義の個別法は一般法と対のカテゴリーを成す。
- (5) Sylvia M. Barnard, *To Prove I'm Not Forgotten: Living and Dying in a Victorian City* (Stroud, Rev. edn 2009, 1st edn 1990) pp.18-19.
- (6) Barnard, *To Prove I'm Not Forgotten*, pp.240-241.
- (7) *Huddersfield Chronicle* (13 October 1855) 6a-c.
- (8) Barnard, *To Prove I'm Not Forgotten*, pp.240-241.
- (9) 15&16 Victoriae c.41.
- (10) ハダズフィールドは 1868 年に市 (borough) として認可され、市政の中心機関たる市会を備えた。David Griffiths, 'Building an Alliance for Urban Improvement: Huddersfield 1844-1848', *The Local Historian*, vol.39, No.3, (2009) pp.192-193.
- (11) Derek Fraser, *Urban Politics in Victorian England: the Structure of Politics in Victorian Cities* (London, 1979) p.91.
- (12) 12 Victoriae c.cxl.
- (13) Griffiths, 'Building an Alliance for Urban Improvement', p.202.
- (14) Cemetery Committee は Interment Committee (埋葬委員会) ないし Burial Ground Cmmittee (埋葬地委員会) と称されたこともあり、その呼称が一貫しない。例えば Cemetery Committee は *Huddersfield Chronicle* (4 November 1854) 5a に、Interment Committee は *Huddersfield Chronicle* (7 August 1852) 5d に、Burial Ground Cmmittee は *Huddersfield Chronicle* (17 April 1852) 8a に記された。本稿では、これらの委員会を共同墓地委員会と総称する。
- (15) *Huddersfield Chronicle* (11 September 1852) 7f.
- (16) ハダズフィールド町区、ハダズフィールド教区、そして 1868 年に認可されたハダズフィールド市 (borough) の領域関係については以下を参照。Edward Royle, 'Religion in Huddersfield since the mid-Eighteenth Century', E.A. Hilary Haigh, ed, *Huddersfield: A Most Handsom Town* (Huddersfield, 1992) p.100.
- (17) Griffiths, 'Building an Alliance for Urban Improvement', p.193; ハダズフィールド町区を中心とした地域における救貧問題については、小島崇「19 世紀イギリスにおける新救貧法と地域社会—ハダズフィールド地域の新救貧法反対運動—」『史林』78 巻、5 号、1995 年。
- (18) *Huddersfield Chronicle* (24 April 1852) 5b.
- (19) *Huddersfield Chronicle* (17 April 1852) 8ab.
- (20) *Huddersfield Chronicle* (17 April 1852) 8a.
- (21) Anthoney Brudage, *England's "Prussian Minister", Edwin Chadwick and the Politics of Government Growth, 1832-1854* (University Park, 1988) ch.8 [アンソニー・ブランデッジ著、廣重準四郎・藤井透訳『エドウィン・チャドウィック：福祉国家の開拓者』ナカニシヤ出版、2002 年]
- (22) *Leeds Mercury* (12 January 1850) supplement, 10b-d.
- (23) *Huddersfield Chronicle* (3 April 1852) 4c; (10 April 1852) 1a; (17 April 1852) 4a.

- (24) *Huddersfield Chronicle* (24 April 1852) 7a-e.
- (25) 18 世紀中葉から 20 世紀中葉までのハダズフィールドにおける教会の分布状況については以下を参照。
Royle, 'Religion in Huddersfield'.
- (26) 陳情書の署名者に 10 代前半の学生が多数いたことが判明した。*Huddersfield Chronicle* (24 April 1852) 5b; (1 May 1852) 5b, 7e.
- (27) *Huddersfield Chronicle* (8 May 1852) 5d.
- (28) 15&16 Victoriae c.41.
- (29) *Huddersfield Chronicle* (11 September 1852) 7f.
- (30) *Huddersfield Chronicle* (14 August 1852) 5e.
- (31) *Huddersfield Chronicle* (18 December 1852) 5b.
- (32) *Huddersfield Chronicle* (6 March 1852) 5c.
- (33) *Huddersfield Chronicle* (18 December 1852) 5b.
- (34) *Huddersfield Chronicle* (5 February 1853) 5c; (5 March 1853) 7a.
- (35) *Oxford Dictionary of National Biography* (Oxford, 2005) ; Edward Royle, 'James Pigott Pritchett, Congregational Deacon and Architect', *Journal of the United Reformed Church History Society*, Vol.6, Issue, 10 (2002); *Huddersfield Chronicle* (18 December 1852) 5b.
- (36) *Huddersfield Chronicle* (18 December 1852) 5b.
- (37) *Huddersfield Chronicle* (11 December 1852) 5f.
- (38) *Huddersfield Chronicle* (1 January 1853) 8b.
- (39) 5&6 Victoriae c.ciii.
- (40) リーズにしてもハダズフィールドにしても自治体が法を取得したという点では同じであった。自治体が取得した法は地域・個人法に通常は分類された。しかしリーズ埋葬地法が地域・個人法に分類されたのに対して、ハダズフィールド埋葬地法は一般法に分類された。*The Statutes of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* (London, 1843) vol.XVI, p.ix; (London, 1853) vol.XXI, p.iv. ハダズフィールド埋葬地法は改良委員会が総合衛生局から協力を得て制定された。制定に際して、総合衛生局は 1849 年に制定された有害物除去・疾病予防修正法の権限を利用した。これらの事柄がバダズフィールド埋葬地を最終的には一般法に分類させたようだ。*Huddersfield Chronicle* (17 April 1852) 8b.
- (41) *Huddersfield Chronicle* (8 January 1853) 8e.
- (42) *Huddersfield Chronicle* (8 January 1853) 5c.
- (43) *Huddersfield Chronicle* (8 January 1853) 5f.
- (44) *Huddersfield Chronicle* (8 January 1853) 5c; (19 February 1853) 5d.
- (45) *Huddersfield Chronicle* (8 January 1853) 5c.
- (46) *Huddersfield Chronicle* (8 January 1853) 5c.
- (47) 推進派を支持するさらなる陳情書が 600 人の非国教徒から 1853 年 6 月に改良委員会宛に提出された。
Huddersfield Chronicle (18 June 1853) 6e.
- (48) *Huddersfield Chronicle* (29 January 1853) 4e.
- (49) *Huddersfield Chronicle* (5 March 1853) 7a-d.
- (50) 承認案で見解を示した委員が 18 人であったのに対して、決議案で見解を示したのは 16 人であった。
決議案に見解を示さなかった委員が 2 人いた。
- (51) *Huddersfield Chronicle* (12 March 1853) 4a; (19 March 1853) 4a; (26 March 1853) 4b.
- (52) *Huddersfield Chronicle* (5 November 1853) 6a-7a.

- (53) *Huddersfield Chronicle* (29 April 1854) 5b.
- (54) *Huddersfield Chronicle* (6 May 1854) 6d.
- (55) *Huddersfield Chronicle* (8 July 1854) 6e; (5 August 1854) 6b.
- (56) *Huddersfield Chronicle* (2 September 1854) 5cd.
- (57) ブルックは生涯に改良委員会の委員長に8回も就任した。*Huddersfield Chronicle* (17 July 1858) 8c.
- (58) Model Lodging House と呼ばれる住宅が1854年に完成した。
- (59) *Huddersfield Chronicle* (9 September 1854) 4e. ブルックは一年前にも改良委員会の委員長として忙殺されていたために、引退を検討していた。*Huddersfield Chronicle* (3 September 1853) 5f.
- (60) Griffiths, 'Building an Alliance for Urban Improvement', p.202.
- (61) 1853年9月から54年8月にかけての年度には、共同墓地委員会に加えて5つの下部組織（道路舗装・下水委員会、監視・照明委員会、迷惑物・清掃委員会、貸し馬車・宿所委員会、税・財務委員会）が改良委員会に設けられた。*Huddersfield Chronicle* (7 October 1854) 7d.
- (62) 有権者の規定は *Huddersfield Chronicle* (4 September 1854) 4d に、有権者が約3千人であったことは *Huddersfield Chronicle* (9 September 1854) 4f に記された。有権者には納税額に応じて6票までが付与された。
- (63) 地元新聞に寄せられた投書では、改良委員会の委員で連結チャペルの支持者の一部が反対に転向したこと、さらには中立へと見解を変えたことが問題視された。*Huddersfield Chronicle* (19 November 1853) 6c.
- (64) 当選した委員のうち少なくとも2人は連結チャペルに反対する活動に関わっていた。*Huddersfield Chronicle* (27 September 1853) 4f.
- (65) *Huddersfield Chronicle* (10 October 1854) 7e.
- (66) *Huddersfield Chronicle* (5 March 1853) 7b.
- (67) *Huddersfield Chronicle* (4 November 1854) 5a.
- (68) *Huddersfield Chronicle* (8 September 1855) 8ab; (13 May 1893) 8c-f.
- (69) *Huddersfield Chronicle* (8 September 1855) 8ab.
- (70) Josiah Bateman, *Clerical Reminiscences* (London, 3rd edn 1882) p.152.
- (71) *Huddersfield Chronicle* (24 March 1855) 5c; (7 April 1855) 6d.
- (72) 改良委員会の委員長 C・H・ジョーンズがハダズフィールドを離れていたために、その代理を書記が務めた。*Huddersfield Chronicle* (9 June 1855) 7f.
- (73) チャペルが埋葬地の一部として聖別されることを、改良委員会も聖別式が実施される直前の6月4日の会合で把握した。チャペル論争におけるチャペルを埋葬地と分けて聖別する必要があるとの指摘が実行を伴わない根拠が薄弱な主張であったことに、多くの委員が驚きを表明した。*Huddersfield Chronicle* (9 June 1855) 7f.
- (74) 18 & 19 Victoriae c.89; *Huddersfield Chronicle* (17 July 1855) 1g.
- (75) *Huddersfield Chronicle* (22 September 1855) 7f.
- (76) *Huddersfield Chronicle* (6 October 1855) 6c.
- (77) *Huddersfield Chronicle* (13 October 1855) 6a-c.
- (78) ブルックは1855年9月に実施された改良委員の選挙で再選を果たした。*Huddersfield Chronicle* (8 September 1855) 5c. ただしブルックをラムズデン家が改良委員に任命すべきだったことを改良委員会の書記は指摘した。*Huddersfield Chronicle* (22 September 1855) 7e. ブルックが改良委員に公式にはどのようにして就任したのかは不明である。
- (79) Owen Balmforth, *Jubilee History of the Corporation of Huddersfield. 1868 to 1918* (Huddersfield,

1918) pp.31-32.

- (80) 19 世紀イギリスにおける共同墓地に関する先行研究に関しては以下を参照。久保洋一「19 世紀イギリスの墓地—共同墓地を中心とした研究動向の整理—」『歴史文化社会論講座紀要』第 10 号、2013 年。ただしそこで言及していない、埋葬法を利用した自治体共同墓地に関する拙論については、次の論文とその注に記された拙論を参照。久保洋一「1887 年ダービー市の日曜埋葬問題—19 世紀記後半イギリスの自地体共同墓地の運営—」『社会科学』第 42 巻、第 2・3 号、2012 年。
- (81) ブランデイジ『エドウィン・チャドウィック』vii 頁。
- (82) 以下の研究はハダズフィールドの自治体（その一例としての改良委員会）による活動例として共同墓地の開設にエピソード的に言及している。John Prest, *Liberty and Locality: Parliament, Permissive Legislation, and Ratepayers' Democracies in the Nineteenth Century* (Oxford, 1990) pp.131-133.
- (83) *Huddersfield Chronicle* (22 July 1854) 5d.
- (84) *The Builder*, vol.13, 1855, p.403.

